第三十六条～第四十九条　（略）

（中間貯蔵部に置く課等）

第五十条　中間貯蔵部に、次に掲げる課を置く。

中間貯蔵総括課

工務課

輸送課

管理課

中間貯蔵施設整備推進課

土壌再生利用企画課

土壌再生利用事業推進課

用地課

（削る）

２　（略）

（中間貯蔵総括課の所掌事務）

第五十一条　中間貯蔵総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、中間貯蔵部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第五十二条　（略）

（輸送課の所掌事務）

第五十三条　輸送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　福島県内除去土壌等の輸送に関する企画及び調整に関すること（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。

二　福島県内除去土壌等の輸送に係る環境対策及び安全対策に関すること（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。

三　福島県内除去土壌等の管理及び輸送車両の運行管理に関すること（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。

四　福島県内除去土壌等の輸送に係る道路の補修に関すること（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。

（管理課の所掌事務）

第五十四条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　中間貯蔵施設の整備に係る廃棄物の処理に関する事務及び事業に関すること（環境再生・廃棄物対策部及び土壌再生利用企画課の所掌に属するものを除く。）。

五・六　（略）

（中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務）

第五十五条　中間貯蔵施設整備推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に関する工事の監督に関すること（土壌再生利用事業推進課の所掌に属するものを除く。）。

第三十六条～第四十九条　（略）

（中間貯蔵部に置く課等）

第五十条　中間貯蔵部に、次に掲げる課を置く。

中間貯蔵総括課

工務課

輸送課

管理課

中間貯蔵施設整備推進課

土壌再生利用推進課

（新設）

用地企画課

用地補償課

２　（略）

（中間貯蔵総括課の所掌事務）

第五十一条　中間貯蔵総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第五十二条　（略）

（輸送課の所掌事務）

第五十三条　輸送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に関する企画及び調整に関すること。

二　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に係る環境対策及び安全対策に関すること。

三　中間貯蔵施設へ輸送する福島県内除去土壌等の管理及び輸送車両の運行管理に関すること。

四　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に係る道路の補修に関すること。

（管理課の所掌事務）

第五十四条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（新設）

四・五　（略）

（中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務）

第五十五条　中間貯蔵施設整備推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に関する工事の監督に関すること。